

組合 Q & A

反対しなかった理事の責任

理事会で決めた融資案件が焦げつき、組合に損害を与えた。理事会で反対しなかった理事にも責任はあるか

理事会でいつもと同じ審査を行い、正しく融資が実行されていれば、融資が焦げついても責任追及はないでしょう。しかし、審査過程・実行過程に不正やミスがあれば話は別です。

例えば「総会で決めた限度額を超えて融資をした」このような不正があれば、それを見逃した理事は責任を追及されるでしょう。

融資限度額を超えていることは知っていたが、みんなが賛成しているから反対しにくい。ただなんとなく黙っていたら可決してしまった。理事会議事録を見たら、「全員賛成した」と書いてあった。「まあ、いいかな」と思いながらも「まあ、いいか。きつと大丈夫だろう」と議事録に署名した。

こうして漫然と不正を見逃す

と責任追及される可能性があります。理事会の決議に賛成した理事は、決議に基づき実行したものと「みなされ」ます。賛成したつもりはない、黙っていたただけだ、といったのもだめです。理事会では黙っているのは、賛成したものと「推定される」からです。沈黙は承認を意味します。

反対ならば、理事会の議場で反対であることを述べ、それを議事録に書いてもらわなければなりません。賛成・反対の理事の氏名を理事会議事録に書くのは責任の所在を明確にするためです。さらに、理事会に出席した理事は、議事録に署名することになっています。これは、議事録が正しく作成されているかチェックするためでもあります。責任の所在を確認する意味もあるのです。

組合の中には、認印を事務局が預かっていて、出席理事のチェックなしで理事会議事録に認印を押すというケースもあるでしょう。議案が満場一致で原案通り承認されている場合はチェックしなくても問題になることはありません。しかし、反対した理事がいた場合は、その理事の確認は得るべきです。

金融事業以外にも、共同仕入の売掛債権の焦げつきや共同受注代金が入らないなど、組合に損害を与えるケースはいろいろあります。理事になったら、ある程度自分の役割を認識して、業務執行の監視義務を果たすようにしなければなりません。

積極的に調査するところまでは要求されていませんが、善良なる管理者として注意し、忠実に業務を行うことが要求されていることを忘れないようにしましょう。

＊「みなす」場合は、賛成した理事は実行した理事と同じであると決めてしまいい反証を許さない。「推定す」は、反対しなかった理事は賛成したものとされるが、賛成したわけではないことを証明すれば認められる。

ポイント

★理事会で反対のときは反対の意思を表明する

★理事会での沈黙は賛成となる

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トッブページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】事業協同組合は、直接奉仕の原則があるので、新分野進出のための研究開発や販路開拓の事業を行うことができない。

【第2問】直接奉仕の原則とは、営利事業で得た利益を組合員に直接配当する奉仕活動に関する原則のことである。

【第3問】組合が業界発展のために国会に建議・陳情活動を行うのは許される。

【第4問】組合は、組合の名において特定の公職選挙の候補者を推薦できる。

《解答》【第1問】×（事業協同組合は、組合員の分野進出を支援する事業を行うことができる。組合員の進出する事業分野に関する制約はないので、新分野進出のための研究開発や販路開拓の事業を組合で行うことができる。）【第2問】×（直接奉仕とは、単なる利益配当を目的としたものであってはならない。組合員の事業を直接支援することを直接奉仕といっている。）【第3問】○【第4問】×（組合は、特定の政党のために利用してはならない、と定められている。いわゆる政治的中立の原則の定めである。したがって、組合の名において特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を議決することなどは許されない。なお、組合や業界のために国会へ建議等の活動することまでもが禁じられているわけではない。）